

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活保安課（017-723-4211）
備 考：